

京都市上下水道企業管理規程第14号

京都市上下水道局会計規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成17年4月25日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉村 憲次

京都市上下水道局会計規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局会計規程の一部を次のように改正する。

第3条中「職員で係長及びこれに相当する職以上の職にある者」を「すべての職員」に改める。

第12条第1項中ただし書中「配水事務所及び」を削る。

第24条第1項中「及び配水事務所」を「，配水事務所及び漏水修繕センター」に改める。

第27条第1項中「配水事務所及び」を削る。

第28条第1項中「営業所又は配水事務所」を「営業所，配水事務所又は漏水修繕センター」に、「又は配水事務所長」を「，配水事務所長又は漏水修繕センター所長」に改め，同条第2項中「又は配水事務所長」を「，配水事務所長又は漏水修繕センター所長」に改め，同条第4項中「及び配水事務所調整課長」を「，配水事務所長及び漏水修繕センター所長」に改める。

別表(1)の(イ)の項金銭出納員の欄中「疏水事務所長」の次に「漏水修繕センター所長」を加え，同表(2)の(ウ)の項を次のように改める。

(ウ) 各営業所長 配水事務所長 漏水修繕センター 所長	各営業所 お客さまサービス係 長 配水事務所 事務係長 漏水修繕センター 事務係長	a 第28条第1項の規定によ り前渡された貯蔵品に関する 出納その他の会計事務 b 所及びセンターに属する物 品に関する出納その他の会計 事務
---------------------------------------	---	--

附 則

この規程は、平成17年5月16日から施行する。

(上下水道局総務部総務課)